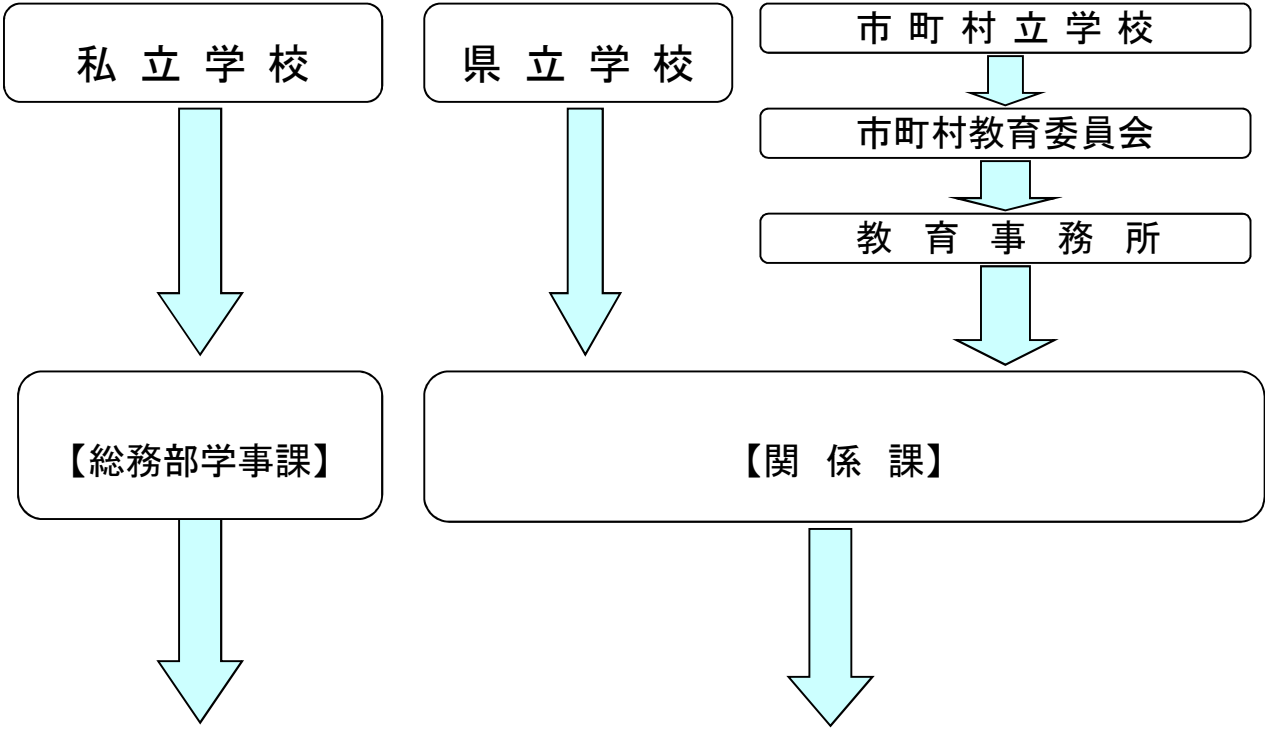


「学校問題解決支援対策事業」の流れ

《日常の学校生活全般で起因する問題》

- ・学校に寄せられる保護者や地域住民等からの要求等において、学校等での対応だけでは解決が困難または長期化する可能性がある問題。
- ・法律、医療関係等専門家の判断や助言を必要とする問題。 等



学校問題解決支援チーム会議・緊急の弁護士相談 【事務局 児童生徒課】

委員： 弁護士・精神科医・学識経験者等
庁内： 関係課 他